

健水発0212第4号
平成26年2月12日

株式会社トーエネックサービス
代表取締役 丹羽 幹夫 殿

厚生労働省健康局水道課長

給水装置工事主任技術者試験受験申請に係る実務経験の証明について（厳重注意）

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の6に基づく給水装置工事主任技術者試験の受験の申請に関して、貴社が貴社の従業員に対して作成した実務経験の証明書の内容が、給水装置工事の実務経験に該当すると見なせるものではないにもかかわらず、同従業員が受験の申請をし、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けていた件については、不適切な行為であり、誠に遺憾である。

については、貴社に対して厳重に注意するとともに、今後、同様の事例の再発防止対策等に万全を期すよう、貴社の適切な対応を求める。